

日本伝熱学会の運営に関する覚書

(旧)日本伝熱研究会の運営に関する覚書のうち、日本伝熱学会定款、細則、内規中に規定のない事項について取りまとめたものである。

改正 平成11年5月28日
改正 平成11年12月11日

第1章 対 外

- §1. 日本学術会議熱工学研究連絡委員会委員の推薦，および交替
1. 熱工学研連の本会からの委員1名については，原則として総務（主担当）副会長を推薦するものとする。
 2. 総務（主担当）副会長の本会における任期が，熱工学研連委員の任期継続中にきたときは，ただちに次期総務（主担当）副会長と交替の手続きをとるものとする。
- §2 国際伝熱会議に関する連絡
1. 本会事務局は当分の間，国際伝熱会議に関する連絡事務に対し協力と援助をおこなうものとする。
 2. 1項の執行にあたっては，特に重要と考えられる事柄のない限り，前もって理事会の議を経る必要はないが，かならず総務（主担当）副会長の責任と判断のもとにおいておこなうものとする。
 3. この事業にかかる経費は国際伝熱活動引当金から支弁する。
- §3. 日本学術会議会員の候補者の選定及び推薦人の指名に関する本会の取扱い
1. 総務（主担当）副会長は，日本学術会議会員の候補者を選定し及び推薦人（会員の推薦に当たる者）を指名することを希望する学術研究団体として，日本学術会議に登録を申請する。
 2. 登録学術研究団体としての会員の候補者の選定及び推薦人の指名にあたっては，本学会の会長，過去に会長であった者，ならび伝熱研究会会長であった者に対しては，理事会で討議して，本人の許諾を得て本会が推薦団体の一つになることができる。
 3. その他の者に対しては，本人ないしその代理人から本会宛に推薦依頼があった場合に限り，理事会はその取扱いを討議することができる。
 4. 3項の該当者が，専門分野，活動，業績その他において，本学会と密接な関係，ないし適切な関係をもつと認められない場合は，本学会推薦とすることはできない。
- §4. 他の団体主催の会合等に対する後援名義の提供
1. 他の団体の主催する講演会，講習会，その他の会合等の共催，協賛，後援に関しては，原則として理事会の承認を必要とするが，やむを得ない場合には，会長，総務（主担当）副会長で決め得るものとする。その結果は理事会で報告する。
- §5. 国際会議
1. 理事会は，伝熱に密接な関係があり，かつ少なくとも国際的な傾向をもつ会議，シンポジウム，講演会等について，全会員にでき得る限り情報を連絡する努力を払うものとする。

第2章 シンポジウム，講演会など

- §6. 日本伝熱シンポジウム
1. 日本伝熱シンポジウムは，本会の任命する日本伝熱シンポジウム実行委員長が実行委員会を構成して運営するものとする。実行委員長は重要事項について理事会と密接な連絡を保つ。
 2. シンポジウム開催に伴うすべての会計は，学会通常会計として行う。シンポジウム開催に伴う収入は，共催学協会からの共催費，参加者からの収入（参加費，懇親会費等），その他からなる。また，支出は直接運営費（会場費，事務費等），その他からなる。
 3. シンポジウム参加費は，参加者全員（講演者も含む）から徴収し，実行委員会から特に参加者を依頼した場合のみを例外とし得る。
 4. 実行委員会は，共催各学協会に対し講演論文集適当数を，日本伝熱学会会員に対し講演論文集各1冊を無料で配布するものとする。ただし本会事務局にその作業を代行させることができる。
 5. シンポジウムに関する主な事務作業は以下のとおりである。
 - (イ) 共催学協会へ共催依頼状の送付
 - (ロ) 共催学協会へ講演募集広告掲載依頼
 - (ハ) 本会会員への講演募集（「伝熱」などによる通知）(ニ) 講演申込の受付，機械学会受付手続，実行委員会への申込書一括送付
(ホ) 共催学協会へプログラム広告掲載依頼

- (ハ) 本会会員へのプログラム広告（伝熱）
 - (ト) 講演論文集用原稿用紙（執筆依頼，原稿書き方同封）の発送，受付
 - (チ) 講演論文集の編集
 - (リ) 共催学協会へ共催費請求
 - (ヌ) 講演論文集の印刷，製本
 - (ル) 講演論文集の会員への発送
 - (フ) 共催学協会への礼状，結果報告の発送
6. シンポジウムの準備金として適当な金額を伝熱シンポジウム実行委員会に支出する．ただし，当該会計年度内に支出した金額のみを決算書に組み込み，残金については次期繰越金として取り扱うものとする．
 7. 講演論文集は適当な価格で頒布することができるものとする．

第 3 章 会 計

- § 7. 講演謝礼
 1. 理事会の議を経て，本会として講演を依頼したものに対する講演謝礼は，本会通常会計から支出する．
- § 8. 「伝熱」編集事務費
 1. 編集出版部に年額240,000円（あるいは伝熱 1号あたり60,000円）の事務費を出す．
- § 9. 「伝熱」および「日本伝熱シンポジウム講演論文集」等の売却費
 1. 伝熱：
 - 会員（無料配布 1冊のほか）に対しては，その年度の個人会員会費の10分の 1，非会員に対してはその倍額で売却する．なお送料はこれに含まれるものとする．
 2. Thermal Science and Engineering (TSE)：
 - 定価を1500円として非会員等に売却する(送料を含む)．なお、会員には1冊無料配布とする．
 3. 伝熱シンポジウム講演論文集：
 - シンポジウム実施年度の個人会員会費と同額（送料別）で売却する．
 4. 本学会の刊行物は保存用として 2部を保有するものとし，適当量の売却用刊行物以外は副会長（主担当）の判断で処分する．
 5. 会員名簿：
 - その年度の個人会員会費と同額で売却する．
 6. 国外に対する送料は，船便の場合は本会負担とするが，航空便の場合は実費を請求する．
- § 10. 役員の仕事出張旅費
 1. 地方在住会長，副会長，理事には 2 回以上の理事会出席旅費を本会通常会計から支出する．ここで地方とは，理事会開催地より 100km以上とする．600km以上遠の理事には往復割引航空運賃と，もよりの空港までの往復鉄道運賃を，またそれ以外には往復鉄道運賃および利用可能な新幹線または在来線特急料金を支給する．
 2. 伝熱シンポジウム等の学会行事を利用して理事会を開催するときは，前項の理事会出張旅費は支給しない．
- § 11. 会費未納者に対する処置
 1. 1 月末日における未納者に会費が未納である旨，および 3 月25日までに納入しない場合は伝熱シンポジウム講演論文集を送付しない旨の通知を行う．
 2. 3 月25日までに会費を納入した者は会員として次年度の伝熱シンポジウム（同年 5ないし 6月頃行われる）の講演論文集を無料で配布する．
 3. この時点での未納者でも伝熱シンポジウム開催期間終了以前に会費を納入したものは引き続き会員とみとめシンポジウム会場において講演論文集を配布する．
 4. これにより伝熱シンポジウム開催日以後の前年度分会費未納者には伝熱シンポジウム講演論文集は無料配布しない．また伝熱研究等の郵便物の送付を停止する．
- § 12. 学生会員の取り扱い
 1. 学生会員とは，高専，大学学部，大学院修士・博士課程に在学する学生をいい，指導教官による在学中である旨の証明を必要とする．在学証明は，はがきに学年および在学中である旨を記入し，指導教官の署名捺印したものを事務局に送付する．
- § 13. 支部，部会，委員会の会計処理
 1. 支部，各部会，委員会，研究会の活動のための運営費は支部担当理事，研究会主査の責任にて会

- 計処理を行うものとする。
2. これら会計において支部活動交付金，部会費，委員会費に残余が生じた場合には，特別の理由がないかぎり，本学会決算の次期繰り越し金に組み込むものとする。ただし，次年度での使用が明確な場合，仮払金として処理するものとする。

第 4 章 慶弔についての取り決め

- § 14. 慶弔についての取り決め
1. 当分の間下記のように取り決めるものとする。
本会会員のうち，次項のいずれかに該当する場合，「日本伝熱学会」名義にて香典，花輪，生花等をもって弔意を表すものとする。
 - (イ) 会長および会長経験者が死去したとき。
 - (ロ) 副会長，理事，監事が死去したとき。
 - (ハ) (ロ)の経験者が死去したときにあつては在任時と同一の機関に引続き在職している場合（現役を対象とし，定年等により転職した場合は除く）。

第 5 章 総会と会計年度

- § 15. 理事会と総会の開催時期
1. 定款の第 3 2 条によれば，会計年度の開始前に総会を開催して次年度予算等を決定して文部大臣に報告しなければならないが，実際の運用上は，次年度開始後の総会で決定後，第 3 3 条の決算と同時に報告すればよい。

§ 16. 会計年度と期

1. 会計年度の期間と期の期間は同一とする。

第 6 章 覚書の変更，補充

§ 17. 覚書の変更，補充

1. 覚書の変更，補充は，本会活動の円滑な遂行のため，理事会の討議を経て適宜おこなうことができる。